

平成 21 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 不二精機株式会社
 代表者名 代表取締役社長 伊井 剛
 (JASDAQ コード番号 6400)
 問合せ先 取締役管理本部長 山本幸司
 (TEL. 06 - 4306 - 6822)

定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 20 日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 26 日開催予定の定時株主総会に下記のとおり「定款の一部変更」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 8 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社の株式については、株券を発行する。 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 <条文省略></p> <p>2. 当社は、第 8 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) <条文省略></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 <条文省略></p> <p>2. <条文省略></p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては行わない。</p>	<p>[削 除]</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 <現行どおり></p> <p>[削 除]</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) <現行どおり></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 <現行どおり></p> <p>2. <現行どおり></p> <p>[削 除]</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当社の<u>株式</u>に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 13 条～第 38 条 <条文省略> <新設></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の<u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主権の権利行使に際しての</u>手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 12 条～第 37 条 <現行どおり> 附 則</p> <p>第 1 条 当社の<u>株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 当社の<u>株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株主取扱規則による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条ないし本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 3 月 26 日
定款変更の効力発生日 平成 21 年 3 月 26 日

以 上